

平成31年3月5日（火）

○議長（岡 弘悟君）順番9、1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）また、橋本市民病院に対する質問で、この1年間はずっとこればかりやってきたんですけども、なかなか正論が通らなくて、通るまで頑張りたいと思います。

橋本市民病院はなぜがん患者に対して最善の医療を提供しないのか。

市民病院ははじめにより県下9人しかいないがん薬物療法のトップクラスのがん薬物療法認定薬剤師を、がん関係から全て外した。かわりに配置された薬剤師は、薬剤師免許をとって3年目の未熟な薬剤師をはじめ、がん治療の初歩的資格を持つにすぎない、がん治療に関してははじめで外された薬剤師に比べ、大人と子どもほども知識も経験も貧弱な方々であります。これは客観的な事実である。

それにより、1、助かる命も助からない、延命できる寿命をも縮める、3、軽減ないし回避できる薬の副作用を軽減ないし回避できない。これらの恐ろしい可能性を高めるのは間違いないというのが、私が他の病院の薬剤部長や病院長から直接伺った事実でございます。

病院長、病院管理者、事務局長。塗炭の苦しみにあえぐがん患者の苦痛を少しでも多く軽減してあげようとは思いませんか。

また、6月、9月、12月議会で一貫して徹底的にしてきた議会での私の質問に対する虚偽答弁の山、恥ずかしくありませんか。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君の質問、市民病院はなぜがん患者に対して最善の医療を提供しないのかに対する答弁を求めます。

病院事務局長。

〔病院事務局長（小林久義君）登壇〕

○病院事務局長（小林久義君）橋本市民病院はなぜがん患者に対して最善の医療を提供しないのかのおただしについてお答えします。

はじめに、12月議会においても回答しましたとおり、当該薬剤師と当院は、現在、訴訟係属中であるため、当該薬剤師の個人事情に関するご質問については、答弁を差し控えさせていただきます。

しかしながら、通告書に記述のある、「かわりに配置された薬剤師は薬剤師免許をとって3年目の未熟な薬剤師をはじめ、がん治療の初歩的資格を持つにすぎない」とか、「当該薬剤師に比べ大人と子どもほども知識も経験も貧弱な方々である」について、当該薬剤師以外の薬剤師を否定、非難するとも受け取れる表現は、誠に遺憾の限りであります。薬剤師の資格も有しない議員が、個々の薬剤師を未熟であるかどうか評価・判断できることが疑問であり、また、議員ご指摘のがん資格についても、初歩的資格などと位置づけられたものではありません。「大人と子どもほども知識も経験も貧弱」については、がん資格の有無のみによる判断でしかなく、決して客観的な事実とは言えず、それは議員の主観的な意見でありまして、議員のご質問そのものが事実を歪曲していると言わざるを得ません。

9月議会において、議員は人権尊重、人間の尊厳についてのご質問をされていますが、当該薬剤師以外の薬剤師を否定、非難するとも受け取れる議員の表現は、人間の尊厳を傷つけるものであり、人権尊重にはほど遠いものであります。

また、議員個人が他の薬剤部長や他の病院

長に伺ったものは事実ではなく意見であり、また、先に述べたとおり、歪曲された議員の主観的な意見等をもとに聞き取りを行われたものと考えますので、これにかかわる答弁は意味をなさないことから差し控えさせていただきます。

次に、6月、9月、12月議会において、虚偽の答弁をしたとのご指摘でございますが、そのような事実はございません。

最後に、がん患者をはじめ、当院へ受診、入院される皆さま、またご家族の皆さまに対し、引き続き安心安全の医療の提供のもと、市民病院としての責務を果たしてまいりたいと考えます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君、再質問ありますか。

この際、1番 松浦君の再質問を保留いたしまして、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時44分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

1番 松浦君、再質問をお願いします。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私も4期目の最後の一般質問なんで、また次につなげるように立派な質問をしたいと思えます。

まず、これはずっと1年間やってきたんですけども、見ている人は見てくれていて、病院の内部からも私にいろんな情報をくれるようになりました。外部の薬剤師さん、院外薬剤師も、またいろいろ情報をくれるようになりました。でも、その人たちが特定されたらこのようにいじめられるので、特定されないような形で、だから、きょうは話する5倍ぐらい私は情報を持っているんですけども、

それによって特定されては申しわけないんで、その辺をぎゅっと縮めた上で質問させていただきます。

まず、きょうは一番主役の病院長が答弁者としていないということは、非常に残念です。それはそれとして、締めくくりの質問ということでさせていただきますね。

まず、事務局長、麻薬紛失のぬれぎぬをなぜA薬剤師に着せたのか、答弁してください。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）議員おただしのぬれぎぬを着せたということはありません。事実誤認でございますので、訂正いたします。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私が聞いたと、ここで6月議会、9月議会、12月議会で今も言っていると。その間にそういうことを、ぬれぎぬを着せたことはないと言われなかった。普通はぬれぎぬを着せたことがなかったら、6月議会で「松浦さん、それは違いますよ。私はそんなこと言ってません」、こう言うのが普通なんだけど、今頃になって否定されている。これは一緒に聞いた総務課長、総務課長も一緒に聞いた。ここで前回、私が一般質問して、それで休憩になったときに病院長のそばへ行っていろいろ話してたら、病院長は「それ、誰が言うた。誰がおるときに言うた」と言うんで、「事務局長が言いました。私がおりました。総務課長がおりました」。そしたら、そのときに事務局長は病院長の横に来てた。で、「そうか」と言ったら、うなずいてた。病院長もうなずいてた。だから、私に病院長はそのときに「うそじゃないか」と一言も言えなかった。そういう実態なんで、うそ言うちゃだめですよ。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）うそ偽りはございませんので、麻薬の盗難とかそういった

ことにつきましては、やはり警察とか保健所単位の通知する必要事項でございますので、ぬれぎぬを着せるというようなことはございませんし、もしあれば、そういうところに通報しているということでございます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）こういうのをずっと言うてきたんでね。私ほうそが言えないように、委員会、議会が、百条委員会をつくって解明してほしかった。でも、その話は全然出てこなかった。こういう形でどんどんうそが進んでいる。これはとにかく水かけ論になるので、でも、これはうそだと私は断言しときます。総務課長に聞いてください。病院長に聞いてください。

では、次、行きますね。

寒いところに熱源を入れてくれと言うても入れてくれなかった。寒いところで、寒いって20℃のところ、真冬でもずっと来たと、体調崩したと。それを質問したら、今度は「指導します」と事務局長は答えてくれた。そして、次の議会で、「あれはいろいろA薬剤師が散らかしてるから、危ないから熱源を入れないと薬剤部長はそう言った。だから、入れなくても問題なかったんだ」という話ですけども、そんなことはなかったと、実際はね。いまだに今年も熱源を入れてないと。いじめでなくて何ですか。皆さん、ぬくぬくとして、ぬくいところで仕事しているんでしょう。その人1人だけ20℃のところ、何の熱源も入れないで仕事させられた、体調崩している。どうお思いますか。

管理者、どうですか。

○議長（岡 弘悟君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（山本勝廣君）今、議員がおただしのことに関しましては、訴訟係属中に関するものと関連しますので、答弁は控えさせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）訴訟係属中と関連したら、なぜ答弁できないんですか。理由を教えてください。そんな一言で片づけられたら、たまりませんよ。一般質問できないじゃないですか。理由言うてください。

○議長（岡 弘悟君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（山本勝廣君）答弁は控えさせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）答弁させてください。

○議長（岡 弘悟君）いや、強制力はございませんので、質問を変えていただければ。僕には答弁しろという強制力は全くございませんので。

○1番（松浦健次君）指導してくださいよ。

○議長（岡 弘悟君）議論がかみ合っていないので、整理するために暫時休憩いたします。

（午後1時07分 休憩）

（午後1時16分 再開）

○議長（岡 弘悟君）再開いたします。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）この前に、ファーマーロードという薬剤師支援システム、これを使えば、瞬時にして、どの薬とどの薬が具合悪いと、これとこれと一緒になったら具合悪いと、何百種類なのかがぱっとわかる。ところが、それを使わせない。なぜ使わせないか。去年からずっとこの薬剤師だけ使わせないで、手でやっていると。20倍、30倍の労力がかかっている。なぜ使わせないんですか。それはいじめでしょう。ほかの薬剤師皆使っているんですよ。この理由、答えなくていいんですか。

○議長（岡 弘悟君）答弁願います。

病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）これも裁判での議論になりますので、この場ではお答えできません。

○議長（岡 弘悟君）暫時休憩いたします。

（午後 1 時 17 分 休憩）

（午後 1 時 18 分 再開）

○議長（岡 弘悟君）再開いたします。

松浦議員の議論が平行線をたどっているの
で、整理をするために休憩いたします。

この際、1 時 30 分まで休憩いたします。

（午後 1 時 18 分 休憩）

（午後 1 時 33 分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き会議
を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

1 番 松浦君、すいません、平行して同じ
質問になってしまうとまた同じ答弁しか返っ
てきませんので、質問の仕方を変えて質問し
ていただけますか。

1 番 松浦君。

○議長（岡 弘悟君）1 番 松浦君。

○1 番（松浦健次君）さっきのファーマーロ
ードの話ですけども、使わせないために、間
違いやすい、20倍、30倍の労力がかかる。こ
れ、裁判に行っているから、裁判が決まるま
で3年か4年かかるか知らんけど、そのまま
やっていけという話になるでしょう。そんな
もんでいいんですか。どうですか、議長さん
の見解を伺います。

○議長（岡 弘悟君）暫時休憩いたします。

（午後 1 時 34 分 休憩）

（午後 1 時 35 分 再開）

○議長（岡 弘悟君）再開いたします。

1 番 松浦君。

○1 番（松浦健次君）今のような20倍、30倍

かかる、労力がかかるようないじめを継続し
ていく、3年も4年も継続していく。それで
いいんですねって僕は伺っているんです。

○議長（岡 弘悟君）暫時休憩いたします。

（午後 1 時 35 分 休憩）

（午後 1 時 37 分 再開）

○議長（岡 弘悟君）再開いたします。

1 番 松浦君。

○1 番（松浦健次君）事実であるというこ
とは、ゆうべ確かめました。本人に会って確
かめました。

よっしゃ、ほんなら、次行こか。うその答
弁についての証明という形をとらせていただ
きますね。この前、僕が質問したように、「5
年間連続してがん薬物療法に携わっていなけ
れば、がん薬物療法の資格というのは更新で
きないと。だから、切ったらだめでしょう」
と言ったら、「そうじゃない。ポイント制だ
からいけるんだ。途中で5年間の間に抜けて
もいけるんだ」と、そういう答弁、事務長も、
それから病院長もしましたね。でも、それ、
うそでしょう。

○議長（岡 弘悟君）答弁願います。

病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）過去の答弁も
含めて、裁判係争の中で争われますので、こ
の場では差し控えさせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）1 番 松浦君。

○1 番（松浦健次君）日本薬剤師会の要綱を
取り寄せた。そしたら、認定期間中、施設内
において、がん薬物療法に関する専門的業務
に従事したことを証明できる。連続してやら
なきゃだめだと。これは本人がもう何年も前
から病院長に言っているんですよ。病院長は
それを知っていたんですよ。知ってて虚偽の
答弁をしているんですよ。こんなこと平然と、
橋本市議会がばかにされているんだ、病院か

ら。

これは病院長も知っている。ここに、本人から病院長に助けてくださいと書いたメールを病院長に送ってあるんだ。このメールはこれです。むちゃくちゃなことをあんた方はやっているんですよ。これ、メールです。疑っていたら、コピーしてあげますよ。こういうことをされているんです。病院長おったら、僕聞くんですけどね、本人に。おれへん。こんな情けない話ないわな。

それで、まだある。病院長あるいは事務局長に、「この被害者の薬物療法が認定薬剤師、この人を外して別の人を入れて何の不都合もありますか」と聞いたら、「全く不都合はありません。何の不都合もあります」と、こういう答弁している。

しかし、そうじゃない。当事者が病院長、いいですか。これ、聞いてくださいよ。被害者の薬剤師にかえて入った薬剤師が間違っただけを病院長に提案した。そのときたまたまこの被害者の薬剤師がそれを見つけて、病院長に「それ違いますよ、だめですよ」と話したと。病院長はそれを受けてくれて、それで製薬会社に問い合わせ、その資料なんかを病院長と製薬会社の担当者とやりとりした上で、病院長はこの薬剤師の言い分を聞き入れて処方した。それがうまく行ってみんな元気にやると、そういう話です。ところが、当の病院長が、知っている本人が「何の問題もない」、そういう答弁している。そういう実態ですわ。

うそばっかりの話でね。病院長の訴え、本人の訴え、何回も何回もしている。しかし、5年連続でなくてもいけるんだって、こんなところでわかりながら答弁しているんですよ、病院長は。

それで、今度はどんな不都合が現実には起きているかと。こういうことを情報を送って

れた人に迷惑かからん程度で言いますね。皆さん、どうしようもないんだったら紹介だけさせてください。

薬の説明と副作用チェック等について、基本的な服薬指導のみで、これなら患者用小冊子を資料としている薬学生でもできる話やと。患者さんの検査値や状態から、薬の投与量、投与期間の医師への問い合わせや変更が適切にできていない。副作用が起こったときの治療薬、具体的治療法、対策の提案ができていない。いじめの被害者の薬剤師は豊富な経験と知識に基づいて提案し、医師に採用していただく場面がたくさんあった。これがみんなその道を閉ざされている。これが実態です。

そして、栄養管理、NSTと緩和ケア両方に上がる、つまり重症患者、がんで苦しんでいる人、これが上がってくるときに、患者さんへの痛み、苦しみ、これらの患者さんへの専門的なフォローができていない。医者が、現在の抗がん剤治療が効力がなくなったとき、次の段階の療法を医師が、こういう方法、こういう方法、こういう方法がある。そのときに薬剤師が患者本人、ご家族に説明して、この薬やったらこうだ、こういう副作用があると。この薬やったらこうだ、これだったらこうだと示して、患者と家族に選択してもらう。そのときには、この薬はこういう効果があるけれども、こういう副作用がある。そのときに、この薬を使えばある程度抑えられるけど、この程度しんどさがある。この薬を使えばこうだ、ああだ、この組み合わせをしたらこうだ、こういうふうにきっちり経験と知識がある人が説明して初めてちゃんとした選択してもらえる。

ところが、薬剤師になって2年や3年の人が、経験の浅い知識の乏しい人がそういうことを説明しに行っている。人の命にかかわることについて、できる人を外してこんなばか

なことをしているんですよ。

また、がん患者の栄養療法について医者に意見を求められた。担当薬剤師が「わかりません」と、こんな答弁している。事務局長はよくチーム医療と言うて、医者と看護師と薬剤師、栄養士、チーム医療でやっていると言うけども、薬局からいた薬剤師はこの状態。これがチーム医療って、橋本市のチーム医療ってこんなものですか。

また、私の質問に対してこういう答弁があった。「外したのは、若い薬剤師を育てるためだ」と。こんな状態で薬剤師を行かせて、何が育つんですか。力のある、実力のある、そういう面の先生でもできる人を一緒に、それを付け加えて一緒にやっていったらいろんな会議の中で、こういう場合はこうだ、こういう場合はこうするんかと、勉強して力をつけていく、若い人が。それがあべき姿でしょう。全然そんなことはやっていない。何ともない。若い人を育てるためだって、えらい患者犠牲になっているじゃないですか。そんなばかなことが橋本市民病院で行われているんですよ。

ほかまだいろいろ具体的な間違いというのが、院外薬局さんからも教えてもらえると。これを言うても、個人的なことで裁判にかかっているからって、そういうことで答弁しないと。そしたら、私としては、あるいは市民の代表として、市民病院によくなってもらいたい。だから、こういう欠点があるんだから、こうしてほしい。議会で何も言えなくなる。それは係争中のことだから。さっきもそうでしょう。薬剤師支援システムという機械を使わせてもらえないで、難儀しながら、20倍、30倍の無駄な労力をかけてやっている。やらされている。そしたら、間違いも起こる。みんな手作業でやる。大変な作業だって。そういう実態なんですわ。

市長、どうですか。私、今まで述べてきたこと、きょうのやりとりを聞いてくださっていて、市長としてはどういう働きをしていこうかなとお考えですか。

○議長（岡 弘悟君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えをします。

先ほどから、松浦議員は薬剤師のお話を聞いて、それに基づいて質問されているということだと思います。私は逆に、管理者は私の指名ですし、病院経営については管理者が全責任を持ってやっていただいておりますので、病院がそういうことではないということであれば、私はその部分を信用していく。お互いの信頼関係なくしてそれはないということ。

そして、A薬剤師に関しましては、私も開設者として訴訟の対象にたしかになっていたと思いますので、ここでいろいろ議論することはなじまないと思いますし、それは裁判の中ではっきりと決着を着けていただいて、それによって私は逆に処分を考えていく必要があるのかなというふうにも思います。

現状では、松浦議員の一方的な話の中でお話を聞いていて、私も逆に議長と一緒に、それが正しいのかということがよくわかりませんし、その中でこれからの流れを見ていきたいというふうに思います。ただ、大きな病院に損失を与えるような結果になった場合は、私としても告訴を含めて検討をしていきます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）市民病院は市民の税金で養われている。運営されている。そしたら、市民の利益になる、市民のための病院でなければならない。こういう問題であると。私の一方的な話じゃなくて、今、一番最初に述べたように、病院の中から数人、外部の院外薬局からも合計数人の方がいろいろ教えてく

れる。その当事者同士は、連絡全然知らない
と。私は確かめているんですよ。こういう話
があったけども、大丈夫ですか、本当ですか
って。全部本当の話は私はしているんですよ。
そんな一方的に聞いてわあわあ言っているえ
え加減な人間と違いますよ。

だったら、市長だって、市民の生命と健康
を預かる市民病院が、松浦議員が1年間かけ
てこればかりやっている。そうしたら、や
っぱり問題なかったらいいけども、私の言う
とおりであったら、助かる命も助からない。延
びる余命も延びない。また、回避できる副作
用も回避できない。そういう実態が何年も続
くんですよ。実態を調査して、それで私の言
うとおりであったら、どんどん改革していかな
あかんし、それで私が全部うそを言っている
んだったら、私を除名して議員やめさせたら
ええですよ、この議会が。こんな1年間うそ
ばかり言ってやっとなる議員だったら、やめ
させたらいい。それぐらい覚悟を持って私は
この仕事をしているんですよ。

だから、市長、そのやる気ありませんか。
推移を見守って、この状態で今の不都合が何
年も続いて、何百人の市民がえらい迷惑をこ
うむる。そういう可能性が十分ある。それで
も裁判待ってやります、それから考えます、
流れ見えます。それでいいんですか。

○議長（岡 弘悟君）暫時休憩いたします。

（午後1時53分 休憩）

（午後1時58分 再開）

○議長（岡 弘悟君）再開いたします。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）議員として私は精いっ
ぱいやってきて、議会としてはこれ両方ね、
1年間白か黒かでずっと平行線で来ているん
ですよ。どっちがうそを言っている。1年間
ずっとうそを言っている、どっちかが、公平

に見てね。そしたら、議会が1年間ばか扱い
されているんだと議会は認識せないかん。1
年間うそつきばなしの答弁、あるいはうそ
つきばなしの質問をしている。

○議長（岡 弘悟君）暫時休憩いたします。

（午後1時58分 休憩）

（午後1時58分 再開）

○議長（岡 弘悟君）再開いたします。

○1番（松浦健次君）そしたら、白か黒かの
話で、どっちかがうそを言っていることにな
るんですよ。そしたら、それを解明する方法
というのは議会にある。百条委員会を開いて、
それで偽証罪、証言拒否罪を背景に真実を述
べさせる。そういうことを議会ができるんで
す。実態がわかるんですわ。裁判が終わるま
で何年もほっとかなしやあないって、そんな
ばかな話がどこにあるんですか。だから、百
条委員会を開いてやる方法、何ぼでもある。
にもかかわらず、議会は何も動かない。これ
で、選挙のときに市民のため市民のためって
頑張っているけど、この件に関しては、全然
市民のために役立ってない。僕はそない思う。

（発言する者あり）

○1番（松浦健次君）議会に対して自分の意
見を言うことぐらいは、議事として当然でし
ょう。

○議長（岡 弘悟君）松浦議員、通告外です。

○1番（松浦健次君）これ以上言うても何の
効果もないんで、いっぺん今申し上げたこと、
百条委員会を開いて真実を解明する。この点
について、議員の皆さん、議論してください。
もうこれあほらしいで、こんなところでやっ
とれんわ。

終わります。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君の一般質
問は終わりました。

暫時休憩いたします。

(午後 2 時 00 分 休憩)

(午後 2 時 1 分 再開)

○議長(岡 弘悟君)再開いたします。

この際、2 時 15 分まで休憩いたします。

(午後 2 時 1 分 休憩)

(午後 2 時 2 分 再開)

○議長(岡 弘悟君)再開いたします。

この際、議会運営委員会終了まで休憩いたします。

(午後 2 時 2 分 休憩)